

岡山県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業 Q&A集

No.	質問種別	質問	回答
■ 共通事項・一般質問			
1	申請方法	交付申請書様式はどこで手に入れることができますか？	岡山県長寿社会課のホームページに『交付申請書様式(Excelファイル)』を掲載しております。ホームページからダウンロードいただき、シートの案内や記載例を参考に必要事項のご記載をお願いします。
2	申請方法	変更承認申請書と実績報告書の様式はどこで手に入れることができますか？	『変更承認申請書様式(Excelファイル)』及び『実績報告書様式(〃)』については、現在岡山県長寿社会課のホームページに掲載しておりません。今後、県から事業者へ上記資料の作成及び提出を依頼する適切なタイミングで掲載させていただく予定となっております。
3	申請方法	交付申請は介護サービス施設・事業所単位で申請を行いますか？	本補助金は法人単位で申請いただきます。しかし、介護サービス事業所・施設ごとに作成していただく様式(別紙様式1-2(個票))がございますので、同一の法人が複数の事業所等を運営されている場合は、申請者(法人)が各事業所等のとりまとめを行った上でご申請ください。
4	申請方法	法人において、申請することができる介護サービス事業所・施設数に上限はありますか？	申請いただける介護サービス事業所・施設数に上限はございません。
5	申請方法	例えば、介護老人保健施設は『介護事業所等に対するサービス継続支援事業』と『介護施設等に対するサービス継続支援事業』のどちらの対象施設にも該当しますが、両方の事業を申請することは可能ですか？	お見込みのとおり両方の事業を申請いただくことが可能です。本補助金の交付申請書様式等は2つの事業の共通様式となっているため、別紙様式1-2(個票)において、事業ごとに補助上限額が表示されますので、各事業ごとに所要額をご記載ください。
6	申請方法	電子メール又は郵送による申請は可能ですか？	本補助金は原則『岡山県電子申請サービス』を提出専用窓口としておりますので、それ以外の方法による提出は想定しておりません。ただし、特段の事情がある場合は、郵送による提出に限り申請を受け付けることとしています。(※電子メールによる提出は不可)
7	対象事業所・施設	補助金の対象となる事業所・施設を教えてください。	県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている介護サービス事業所・施設等が対象となります。事業によって対象が異なるため、『岡山県補助金交付要綱別添1、2』をご確認ください。
8	対象事業所・施設	介護サービス事業所・施設は岡山県内に所在するが、申請する法人の所在地が岡山県外である場合、申請することはできますか？	申請する法人の所在地が岡山県外であっても、介護サービス事業所・施設の所在地が県内である場合は、補助の対象となるため、申請することができます。ただし、県外に所在する事業所等については対象外となりますので、申請することはできません。
9	対象事業所・施設	休止中の介護サービス事業所・施設は補助の対象となりますか？	休止中の介護サービス事業所・施設等は補助の対象外となります。ただし、交付申請時点で事業を再開している場合は補助の対象となります。
10	対象経費	国の実施要綱や県の交付要綱などで対象経費として明記されている品目のみが補助の対象となりますか？	国や県が対象経費としてお示ししている品目は、あくまで想定される設備備品等を例示したものに過ぎないため、本事業の目的に則した設備備品等を選定する場合は、幅広く対象経費といたします。
11	対象経費	交付決定前に購入した物品や設備備品、食料品等は補助の対象となりますか？	県から交付決定を受ける前に購入した物品や設備備品、食料品等については、補助の対象外です。そのため、県からの交付決定後に、購入等していただく必要がございます。
12	基準単価	基準単価にある“定員数”の基準日はいつですか？	令和7年4月1日時点です。
13	基準単価	令和7年4月2日以降に開設した施設等の“定員数”の基準日はいつになりますか？	開設日時点の定員数となります。

岡山県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業 Q&A集

No.	質問種別	質問	回答
14	基準単価	交付要綱の別紙1、2で示されている基準単価は満額交付してもらえますか？	本事業は県の予算の範囲内で実施することとなっているため、交付申請の受付終了後に、事業者からの申請総額が予算額を超過した場合は、交付決定額が基準単価で示す額を下回る可能性がございます。ただし、県の交付決定後、国から県に対し国費の追加交付があった場合は、10月頃に交付決定額の増額変更を行う予定です。
15	交付決定	交付決定時期はいつ頃を予定していますか？	令和8年6月初旬を予定しております。
16	交付決定の内容変更	交付決定額が申請額満額でなかった場合、対象経費を変更することはできますか？	軽微な変更であれば、対象経費の変更を理由とした変更承認申請は不要です。実績報告の際に実際に購入等した対象経費をご記載ください。※軽微な変更に該当するか確認を希望する場合は、岡山県補助金交付要綱をご確認いただいた上で、岡山県事務局までお問い合わせください。
17	実績報告	実績報告の時期はいつ頃を予定していますか？	令和8年10月頃を予定しておりますが、時期が変更となる可能性もございますので、確定し次第ホームページ等でご案内する予定です。
18	実績報告	交付決定後に早期に事業完了した場合、10月より前に実績報告をすることはできますか？	県の交付決定後に、国から県に対し国費の追加交付があった場合は、交付決定額の増額変更を10月頃に行う予定であるため、早期に事業を完了したとしても、県から実績報告の受付開始の案内があるまでは、報告することができませんので、ご了承ください。
19	実績報告	実績報告をする際に、購入等した経費の証拠書類(領収書、レシート等)を添付する必要がありますか？	本補助金においては、証拠書類の添付を省略することとしています。その代わりに、実績報告書に記載いただいた対象経費の証拠書類については、各介護サービス事業所・施設において、適切に保管していることを申請者(法人)に誓約していただきます。(実績報告書添付書類別紙様式3-3) また、県から申請者に対し証拠書類の提出を求めた場合は、速やかにご提出いただく必要がございますので、その旨ご注意ください。
20	補助金交付	補助金の交付時期はいつ頃を予定していますか？	補助金の交付は2回に渡って行う予定です。 1回目は、令和8年6月中旬頃に交付決定した額の補助金を概算交付いたします。 2回目は、実績報告額と1回目の交付済額に差額が生じている場合、その差額分の補助金を精算交付いたします。(令和8年12月頃を予定)
21	補助金交付	補助金は申請した介護サービス事業所・施設の金融機関口座に直接振り込まれますか？	本補助金は法人単位で申請いただくため、補助金の振込先口座は、申請者(法人)が交付申請時に指定した1つの口座に限らせていただきます。そのため、県から補助金の交付を受けた申請者(法人)から各事業所等の金融機関口座にお振り込みいただくようお願いします。
■ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品等購入支援)			
22	対象事業所・施設	訪問介護事業所及び通所介護事業所については、延べ訪問回数(利用者数)によって基準単価が異なりますが、この回数(利用者数)はどの期間を対象としていますか？	訪問介護事業所及び通所介護事業所の事業所規模については、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により算定しております。 厚生労働省が上記の基準により算定した『岡山県サービス継続支援事業_訪問介護事業所・通所介護事業所の事業所規模一覧』を岡山県長寿社会課のホームページに掲載しておりますので、そちらから自事業所がどの区分に該当しているかをご確認ください。
23	対象事業所・施設	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する介護事業所等は補助の対象となりますか？	補助の対象外です。
24	対象事業所・施設	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は補助の対象に含まれますか？	補助の対象に含まれます。 ただし、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合は、補助の対象外となります。
25	対象事業所・施設	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれます。

岡山県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業 Q&A集

No.	質問種別	質問	回答
26	対象事業所・施設	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか？	算定に含まれません。 訪問介護事業所の延べ訪問回数、通所介護事業所の延べ利用者数については、『岡山県サービス継続支援事業_訪問介護事業所・通所介護事業所の事業所規模一覧』にて、ご確認ください。
27	対象事業所・施設	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか。含まれる場合の補助上限はどうなりますか？	補助対象に含まれます。 1事業所あたり20万円が補助上限額となります。
28	対象事業所・施設	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定されますか？	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
29	対象事業所・施設	同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になりますか？	指定サービス毎に補助対象とすることを想定しているため、それぞれが補助の対象となります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象となります。
30	対象経費	明確に補助の対象外となる経費や品目はありますか？	本補助金は設備備品等の“購入”に係る経費を補助対象としているため、研修の実施費用や外部事業者への委託経費等は対象外となります。 また、設備単体の購入経費は対象となりますが、それに伴う設置工事費用や建物等の修繕費用、1件当たりの取得費用が30万円以上となる備品等についても補助対象外となります。
31	対象経費	設備・備品等を購入する上で1件当たりの取得費用の上限はありますか？	1件当たりの取得費用が30万円以上となる備品等は県の規則上財産処分制限の対象となるため、補助の対象外となります。 本補助金は資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、上記の制限を設けております。
■ 介護施設等に対するサービス継続支援事業(食材料費等購入支援)			
32	対象施設	補助対象施設の選定理由は何ですか？	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設が対象とされています。
33	対象施設	公立の介護施設も補助の対象となりますか？	補助の対象となります。
34	対象施設	セントラルキッチンの利用など、食事の準備を外部委託している場合、その委託経費は補助の対象となりますか？	補助の対象となります。
35	対象経費	食事提供に係る職員の賃金は対象経費に含まれることができますか？	本補助金は食材料費の購入に係る経費を補助対象としているため、施設職員の人件費を含めることはできません。 ただし、食事の準備を外部委託している施設については、その委託経費を対象として差し支えありません。